

議案第2号

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例において、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 勤勉手当の支給

フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者を除く。）及びパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者及び1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。）に対し、勤勉手当を支給することとし、支給額については、常勤の職員に準ずることとします。

イ 期末手当の支給月数の改正

フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者を除く。）及びパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者及び1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。）に対する期末手当の年間支給月数について、常勤の職員に準ずることとします。

（2）斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）

会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給の対象から会計年度任用職員を除く規定を削除します。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。